

海外サプライチェーン多元化支援事業 FAQ（よくあるご質問）

2022年1月31日時点

No.	質問	回答
【1. 事業全般について】		
1	何社程度の採択を予定しているか。	採択件数の目安は設けていません。
2	第六回以降の公募はいつになるか。また、今後想定される公募回数は？	現時点では第6回以降の公募実施は予定しておりませんが、第5回公募の結果等を踏まえ必要な場合には第6回以降の公募の可能性はあります。
3	公募説明会は開催しないのか。	対面形式での説明会は開催いたしません。HPに掲載している動画による説明により代替させていただいておりますので、同じくHPに掲載している概要資料、公募要領等もご確認いただき、ご質問等がある場合には、事務局（お問い合わせ：専用フォーム（ https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bda/sc-contact ））へご連絡ください。
4	これまでの公募で不採択となった場合、今回、公募以降で再度申請することは可能か。	可能です。ただしこれまでと公募要領等が変更になっている点ご注意ください。また、第4回公募の採択案件等の品目を参考に、補助事業の要件に合致しているかについてもご確認ください。
5	これまでの公募で採択となった場合、今回、公募以降で再度申請することは可能か。	対象製品や実施国が異なる等、これまでに採択された事業と別の事業であれば申請可能です。
6	補助金交付希望額が1億円～15億円とあるがどういう意味か。 補助金交付希望額が1億円以下の申請は可能か。	補助金交付希望額とは申請者が希望する補助金の額です。補助事業全体に要する経費に対し、企業規模別の所定の補助率を用いて算出された額が補助金交付希望額になります。これが申請時点（審査後ではありません）で1億円を下回る場合は審査対象外となります。またこれが15億円を上回る場合には、補助金交付希望額は15億円となります。
7	補助率はどのような計算になるのか。	<p>以下の企業規模ごと（大企業、中小企業）の補助対象経費別の補助率（以下、参照）に、補助率調整指数（20%～100%）を乗じた率以内で、提案内容の審査結果を踏まえて最終的な補助率が決定されます。従って、補助率調整指数や提案内容の審査結果により、申請時に想定していた補助金額交付希望額より採択決定額が下がることがありますので、ご注意ください。なお、補助金の交付額は、補助対象経費に前述の補助率と補助率調整指数を乗じた額と、15億円のいずれか低い値となります。</p> <p>○企業規模別の補助率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業については、 補助対象経費のうち、 5億円以下の部分について : 1/2以内 5億円より大きく15億円以下の部分について : 1/3以内 15億円より大きい部分について : 1/4以内 <p>例：大企業が補助対象経費20億円の申請をし、補助率調整指数として60%の適用がなされた場合の補助金額 $\{5\text{億円} \times 1/2 + (15\text{億円} - 5\text{億円}) \times 1/3 + (20\text{億円} - 15\text{億円}) \times 1/4\} \times 0.6 = \text{約}4.3\text{億円}$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業については、 補助対象経費のうち、 5億円以下の部分について : 2/3以内 5億円より大きく15億円以下の部分について : 1/2以内 15億円より大きい部分について : 1/4以内 <p>例：中小企業が補助対象経費20億円の申請をし、補助率調整指数として60%の適用がなされた場合の補助金額 $\{5\text{億円} \times 2/3 + (15\text{億円} - 5\text{億円}) \times 1/2 + (20\text{億円} - 15\text{億円}) \times 1/4\} \times 0.6 = \text{約}5.8\text{億円}$</p>

【2. 補助対象者について】		
1	申請はどんな法人でも可能か。	次の要件を満たす民間事業者及び団体による申請が可能となっております（公募要領「2.補助対象者」に記載）。 (1)日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。 (2)予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 (3)経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。 (4)会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）。
2	外資系企業による申請は可能か。	公募要領に記載の「2.補助対象者」に記載する要件を満たすものであれば、可能です。
3	メーカーでないと支援対象とはならないのか。	業種がメーカーでなければならないということはありません。ただし、交付規程第3条の通り「アジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的」としておりますので、海外の事業実施法人が生産・製造活動を行うことが前提となっております。そのため事業実施法人は製造能力を有する者である必要がございます。また補助金の対象となるのは資産計上される設備投資である必要があります。
4	補助申請者、補助交付契約者、事業実施法人の違いを教えてください。	公募要領の「1.事業の目的」に記載の通り、それぞれ次の者を指します。 「補助申請者」：事業への申請を行った者（日本法人） 「事業交付契約者」：申請後採択を経て実際に補助を受ける者（日本法人） 「事業実施法人」：補助対象者の海外子会社または孫会社で、海外において補助対象事業を実施する現地法人
5	他の補助金に採択された企業が応募できるか・採択され得るか	企業の他の事業が、他の補助金に採択されていることは問題ありませんが、申請事業のうち国の助成する他の制度による補助金・委託費等を受けている費用については補助対象外となります。
6	応募申請時点で海外での事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）が設立されていないが、その計画が具体的に進んでいる場合は申請の対象になるか。	事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）が設立されている企業のみが申請の対象になります。
7	みなし大企業とはなにか	中小企業基本法においては中小企業と認められるものの、本事業では大企業と同様の補助率を適用する企業です。具体的な要件は公募要領をご覧ください。 みなし大企業となった場合、申請区分は大企業区分となり補助率が変わります。
8	リース会社を共同申請者とする場合、リース契約としては、どのようなものが認められるのか。	リース契約については、リース会社が設備を購入し、かつ、事業期間内に全額の支払いを終え、所有権もリース会社が持つことが必要です。したがって、所有権移転外リースもしくは残価の無いオペレーティングリースであれば、補助対象となり得ます。
9	リースの契約形態として、セール&リースバックは認められるか。	認められません。原則として補助対象となるのは、設備を購入し所有権を有する事業者の費用となります。セール&リースバックでは購入した事業者がリース会社に設備を売却してしまいますので、補助対象の条件を満たしません。
10	補助事業者が倒産した場合、リース会社はどう対応すればよいか。	財産処分の制限期間中に補助事業者が倒産した場合は、リース会社に補助金を支給していますので、原則として、リース会社が（自らが補助を受け、所有権を有する財産について）財産処分の手続きを行っていただくこととなります。財産処分の手続きにおいては、原則として減価償却後の金額に補助率を乗じた額を返金いただくこととなります。
11	所有権移転リースや無償譲渡条件付リースは可能か。	リース対象の財産の財産処分制限期間内に所有権が移転する契約は補助対象外となります。ただし、財産処分の制限期間内に所有権移転がないということが明確である場合においては、所有権移転や無償譲渡を条件に組み入れることは可能です。
12	採択後の申請者及び共同申請者の変更は認められるか。	採択は申請者及び共同申請者の評価を含めて与えられた権利のため、申請者及び共同申請者の変更は原則として認められません。ただし、共同申請者の変更について、交付決定後の計画変更の手続きにより、変更が認められる場合があります。

【3. 補助対象事業について】		
1	日ASEANのサプライチェーン強靱化に資するかどうかは、どのように判断するのか。	補助申請者からご提出いただいた申請書類・別添資料をもとに、有識者により構成される外部審査委員会により、総合的に判断させていただきます。
2	ASEAN等における事業実施法人による事業計画とあるが、ASEAN域外の国・地域に立地する事業は、対象となり得るのか。	ASEAN以外の国における事業であっても、ASEAN域内での生産に貢献する等、日ASEANのサプライチェーンの強靱化に資する案件は支援対象となります。ただし日本とASEANの両方が関連しないサプライチェーンは支援の対象外となります。
3	生産拠点の集中度の高さはどのように判断するのか。	補助申請者からご提出いただいた別紙3の申請書類（公募要領及び申請様式をご参照下さい）の記載内容及び統計データ等の参考資料を元に審査させていただきます。そのためそれらの資料がないものは要件を満たしていないものと扱われますのでご注意ください。
4	“生産拠点の集中度”について、何割以上が応募対象となるのか。	製造する製品・部素材の海外生産割合が50%以上であること、また一国への集中度が15%以上であること（両方を満たすこと）が応募の要件となります。またこれらが各種統計等において示されている必要があります。
5	対象品目に限定はあるか。	公募要領「3. 補助対象事業の概要」の【補助事業の要件】部分に列挙された品目が主な支援対象となりますが、それ以外の製品・部素材であっても、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きいものとして申請書類において十分な説明がなされ、支援の必要性が高いと判断される案件については採択の対象となる可能性があります。第4回公募の採択案件等の品目を参考にいただければ幸いです。
6	「国民が健康な生活を営む上で重要なもの」の部素材の生産であっても補助要件に合致するか。	公募要領「3. 補助対象事業の概要」の【補助事業の要件】部分に列挙した「ワクチン用注射針・シリンジ、医療用ゴム手袋」の製品が対象であり、その部素材は対象外となります。
7	実際の発注時に予定より費用が増加した場合は、その分補助金も増加するのか。	補助金額は、交付契約において合意された金額が上限となります。なお、その額の範囲内であれば、個別の費用の増減に応じた補助金額の調整が可能な場合もありますので、契約締結後に個別に事務局にご相談ください。
8	すでに生産拠点を有している国において、新たに同国内の別の地域に拠点を設立する場合も支援対象になるか。	支援の対象になりますが、国際的なサプライチェーンの多元化に資する事業である必要があります。
9	複数の国や拠点で設備導入する事業は可能か。	同種の製品を複数の国や拠点で製造する設備導入について、一つの案件として申請いただくことは可能です。
10	複数の製品を生産する事業も補助対象になるのか。	一つの事業提案においては、原則として一種類の製品・部素材のみを生産する案件である必要があります。複数の製品等を生産する事業は支援の対象外となります。但し、製品を構成する複数のパーツを生産することで、当該製品のサプライチェーン多元化に資する事業提案は支援対象となる場合があります。
11	現状、海外生産割合あるいは一国への集中度が高くないが、今後高くなることが想定されている場合は要件に該当するか。	現状において海外生産割合や一国への集中度がそれぞれ50%、15%を超えていない案件は支援対象になりません。
12	「当該補助申請対象事業は、令和2年12月8日（「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の閣議決定日）より前に対外発表もしくは事業開始したものでないこと」とは、どのような対外公表を意味するのか。	「補助事業の内容に該当する事業」の実施やその準備に関する一連のプロセス等に関して、自社が対外的に公表した場合が該当します。
13	日本の生産拠点や生産能力を海外へ移管する事業内容は対象となるか。	本事業の実施によって、日本国内での自社生産量の減少をもたらすものは対象外となります。
14	導入した設備で製造されたものはすべて日本へ輸出する必要はあるか。	事業目的に合致し、日ASEANサプライチェーン強靱化に貢献する事業であれば、製造されたものをすべて日本へ輸出しなくても対象となります。ただし生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材や国民が健康な生活を営む上で重要な製品であることを要件としておりますのでご注意ください。

【4. 申請書類について】		
1	提出すべき書類は何か。	公募要領の「5. 公募期間・応募手続き」中の【提出書類】部分に記載の書類を、ホームページ上のwebフォームからご提出ください。
2	補助事業の開始予定日は、申請日を書いて良いのか。	申請日ではなく、実際の事業開始予定日を記入ください。なお、事業では交付契約以後に発生（発注）した費用のみが補助対象経費となります。交付契約は採択から2か月程度要しますが、提出いただいた書類に不備があるとさらに遅くなる可能性がございます。事業計画は余裕を持ったものを策定してください。
3	グループとして申請する場合、各提出資料は幹事法人のもののみを提出すればよいのか。	申請を行う幹事法人のほか、協働する企業についても申請書類の事業提案概要中の「協業する企業の概要」の欄に記載いただくこととなります。また、公募要領「5. 公募期間・応募手続等」に記載の「提出書類一覧表」の「5.補助申請者概要等（パンフレット等を添付）」に関しては、協働する企業全てについて提出ください。
4	製造する製品・部素材の海外生産割合が50%以上であること、また、一国への集中度が15%以上について、これらの算出方法、根拠となるデータ（各種統計・業界データ・調査報告等）を揃えることが難しい場合はどうしたらよいか。	採択審査に際して、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要なものであることについて、海外生産割合や一国への集中度等を客観的なデータに基づき判断する必要があるため、算出方法や根拠となるデータ等を提出いただくことが必須となります。これが不足する場合には、審査の対象外となりますのでご注意ください。
5	「製造する製品・部素材の海外生産割合が50%以上であること」とあるが、この海外生産割合とは、世界市場に占める割合と考えればよいのか、または、日本市場に占める割合と考えればよいのか。	「製造する製品・部素材の海外生産割合が50%以上であること」については、世界市場でなく、日本市場に占める割合にて算出してください。 なお、申請書類の様式1（別紙3）中の「（参考例）海外生産割合の算出方法：申請者が生産しようとする製品・部素材について、国内市場規模等に占める海外からの輸入額の割合。具体的には、当該製品等の海外からの輸入額を、①国内市場規模、②国内流通額、③海外輸入額と輸出額の差分と国内生産額の合計値、のいずれかで割った値で算出。輸入額・生産額等について金額で示せない場合については数量、重量等での記載も可。」を参考に算出してください。
6	「製造する製品・部素材の一国への集中度が15%以上であること」とあるが、この一国への集中度は、自社製品ベースで算出してよいのか。	「製造する製品・部素材の一国への集中度が15%以上であること」については、自社製品ベースでなく、他社製品等を含めた当該製品全体をベースに算出してください。 なお、申請書類の様式1（別紙4）中の「（参考例）一国への集中度の算出方法：申請者が生産しようとする製品・部素材について、国内市場規模等に占める最大輸入国からの輸入額の割合。具体的には、当該製品等についての最大の輸入国からの輸入額を、①国内市場規模、②国内流通額、③海外輸入額と輸出額の差分と国内生産額の合計値、のいずれかで割った値で算出。輸入額・生産額等について金額で示せない場合については数量、重量等での記載も可。」を参考に算出してください。 また、自社製品ベースの集中度については、申請書類の「3.（5）自社グループにおける生産拠点の集中度及び多元化の効果」に記載してください。
7	提出書類の様式1（別紙3）や（別紙4）にて提出する、海外生産割合や生産拠点の集中度を算出する際、当該様式の「（参考例）」中にある「国内」とは、日本国内のことを指すのでしょうか。それとも、製造設備を導入して生産する海外現地法人の国内（生産国内）を指すのでしょうか。	「国内」とは、日本国内のことを指します。
8	海外生産割合（50%）及び生産拠点の集中度（15%）を算出する際には、自社製品についての国内市場規模や海外生産量等をベースに算出すればよいのでしょうか。	自社製品のベースではなく、他社製品等を含めた当該製品全体についての国内市場規模や海外生産量等を元に算出してください。
9	根拠となるデータについて、自社調査によるデータや業界統計を使うことは可能か。また、補助事業で生産する製品そのものの生産額・輸入額等のデータがない場合に、関連する製品のデータで代替することは可能か。生産・輸入の金額の代わりに数量や重量のデータを使うことは可能か。	生産額・輸入額等の確認が可能でかつ信頼性の高いデータであれば代替可能です。
10	申請時に見積書や相見積書の提出は必須か。	申請時に提出は不要です。但し、採択決定後の交付契約の手続きの際に、補助対象経費の金額の妥当性を確認させていただくため、原則として経費概算の証憑となる資料として仕様書、見積書、相見積書等の提出が必要となり、それらが整わない場合は交付契約に至りませんので、採択決定の前の段階から可能な限りご準備いただけますようお願いいたします。
11	決算書類はなぜ必要なのか。必要事項をメモ書きしたもので良いか？	決算書類は正式な書類のコピーを提出ください。 補助申請事業が投資過大でないか、みなし大企業ではないかなど審査の重要な書類となります。

【5. 補助対象経費の範囲について】		
1	土地・建物の費用は補助対象となるか。	土地・建物の費用は補助対象費には含まれません。補助対象経費については、公募要領「6. 補助対象経費」を参照ください。
2	導入する設備が大型となるため、建屋の入り口では入らず、工事が必要となるが、補助対象となるか。	補助対象外となります。補助対象経費については、公募要領「6. 補助対象経費」を参照ください。
3	工場の空調なども補助対象となるか。	補助対象外となります。補助対象経費については、公募要領「6. 補助対象経費」を参照ください。
4	設備の貸与を伴う事業も補助対象となるか。	リース契約によるものは一部対象となりますがリース契約の内容等で対象とならない場合もありますので、公募要領の記載内容をよくご確認ください。なお、補助交付契約者と事業実施法人の間での機械装置等の貸与については、本事業で購入した機械装置等について貸与の契約を直接締結した上で、海外子会社に貸与する場合は補助対象となります。
5	事業実施法人が、補助交付契約者から調達する場合、もしくは同関係会社から調達する場合も、補助対象経費に含まれるか	補助対象経費は、設備の購入費から補助交付契約者の利益相当額を差し引いた費用が対象となります。逆に、補助交付契約者が割引をして事業実施法人へ売却する場合は、事業実施法人の購入費が補助対象経費となります。
6	補助交付契約者（日本法人）が調達した設備を事業実施法人（現地法人）に輸出した場合、補助対象となるのか。	補助交付契約者が調達した設備を事業実施法人に輸出した場合、補助対象事業経費は、設備の購入費から補助対象者の利益相当額を差し引いた費用が対象となります。
7	設備導入にかかるソフトウェア購入費の他、ソフトウェアの設定作業や仕様変更なども補助対象となるか。	本事業のためのソフトウェア購入費、ソフトウェアの設定や仕様変更費用についても補助対象となります。ただし汎用性のあるものは対象外です。
8	既存の建物・設備の撤去費用は補助対象か。	補助対象外です。
9	中古設備の購入は補助対象か。	価格設定の妥当性が明確でない中古設備の購入費用は補助対象外となりますが、型式や年式が記載された相見積もりを3者以上から取得している場合等は補助対象となります。詳しくは公募要領をご参照ください。
10	設備費にはどのようなものが含まれるのか。	本補助事業を運営する上で必要な設備機械装置の新規購入、備付けに要する費用等が含まれます。詳しくは、公募要領の「6. 補助対象経費」をご覧ください。
11	設備の設計や調整などにかかる費用は補助対象と認められるか。	設計費用や調整費用については、導入される設備として資産計上される場合のみ補助対象となります。また補助交付契約者、事業実施法人の人件費は対象外です。
12	事業実施法人が設備を購入する際にかかる付加価値税（VAT）、現地での設備輸入に係る関税等の諸税は補助対象となるのか。	輸出入時に課される関税及び設備導入国で課されるVATは、対象国における各種税制の利用等を含めた減免の可能性を検討した上で、それが困難な場合は助成対象費用への計上を認めます（減税された結果残った関税等も助成対象費用の対象とします）。補助金受給後にVATの還付が受けられることがわかった場合は、還付された金額を返納する必要があります。設備導入国において設備を取得・保有等することに対して課される税（固定資産税等に相当する税）は計上の対象外です。
13	輸送費は補助の対象になるか。	導入設備の一部として資産計上されるものは対象となります。
14	日本側の補助交付契約者にて資産計上した設備は対象経費になるか。	原則、海外の事業実施法人での資産計上される経費のみが補助の対象です。ただし補助交付契約者と事業実施法人間に限り、本事業で購入した機械装置等について貸与の契約を直接締結した上で、海外子会社に貸与する場合のみ可能です。なお、海外子会社への貸与価格が市場価格から乖離している場合など、取引形態によっては移転価格税制等の税制上の検討が必要な場合がありますので、ご注意ください。
15	生産に必要なクリーンルーム設置経費は補助の対象になるか。	導入設備の一部として資産計上するものは対象となります。
16	運搬機器は補助の対象になるか。	導入設備の一部として資産計上するものは対象となります。但しフォークリフトなど汎用的なものは対象外です。
17	設備据え付けのための人件費・旅費は補助の対象になるか。	自社製品の据え付けに係る人件費、旅費は対象外です。設備購入に付帯し、設備の資産として経費計上される場合は対象となります。
18	設備動作確認のための人件費・旅費は補助の対象になるか。	自社製品の動作確認に係る人件費、旅費は対象外です。設備購入に付帯し、設備の資産として経費計上される場合は対象となります。
19	生産のための研修費用は補助の対象になるか。	対象外です。

【6. 事業の実施について】		
1	補助金の前払い・概算払いは可能か。	事業終了後の精算払いのみとなります
2	採択されたらいつから補助金を得られることができるのか。	補助対象事業が終了し、事務局による確定検査が行われた後、所定の手続きに従って支払いが行われます。
3	補助対象設備を変更しても良いか。また、その際に変更届が必要か。	補助対象設備を変更するためには、事前に事務局の承認を得る必要があります。変更内容によっては補助対象外となる場合があります。
4	生産設備等の発注にあたっては、2者以上の見積もりが必須なのか。	原則として2者以上の見積もりが必要となります。発注の性質上2者以上の見積もりが困難な場合には随意契約も可能ですが、その際には発注先を随意契約の対象とする理由書を提出いただく必要があります。理由書においては、調達価格の妥当性についての証明する書類として、価格記載のあるカタログ、調達メーカーが作成した定価証明、過去に同製品を購入した際の支払関連資料等が必要となりますので、予めご留意ください。
5	計画変更承認が必要なのはどのような場合か。	申請いただいた事業内容を変更するなどです。詳細は「交付規程」の記載を参照ください。
6	補助事業完了時とはいつの時点か。	設備導入に係る発注・納入・検収・支払い等すべての事業手続きが完了した日、又は事業完了期限日のいずれか早い方です。ただし本事業は海外の生産拠点の多元化を目的としており、海外の事業実施法人での資産計上を前提としておりますので、その点も併せて確定検査等で確認させていただきます
7	採択されれば、すぐに補助事業を開始して良いか。	採択通知後に所定の手続きをいただき、交付契約が完了した後に発生した経費のみが補助対象となります。なお、交付契約時には、経費の妥当性等の確認のため、経費概算および関連証憑をご提出いただく必要があります。それらの書類に不備があると交付契約に至りません。申請段階で見積書や相見積書などの関連証憑を早めにご準備いただくことをおすすめします。
8	補助対象となる事業について、交付契約前に発注や契約等を開始して良いのか。	交付契約が完了した後に、発注や契約等により発生した経費のみが対象となりますので、補助対象経費に計上している設備等の発注や契約等は、交付契約日以降に開始してください。ただし、補助対象経費に計上していない設備等の発注等は、交付契約前に行っても構いません。
9	採択された後、事業を開始するのは数年後でも良いか。	事業スケジュールも含め審査の対象になりますが、予め予定していたスケジュールであれば構いません。ただし「補助金採択決定通知書」発出後3ヶ月以内に補助申請者より「交付契約宣誓書」の提出が無い場合は事業参加の意思が無いものと判断し、場合によっては採択決定を取り消しになる可能性もあるため、採択後は速やかに書類の準備に取り掛かっていただく必要があります。
10	補助対象経費とする機械器具装置等の契約はいつから可能か。	補助対象とする器具等の発注や契約は、交付契約日以降に行っていただく必要があります。